

深夜小売業店舗等の認定基準

1 深夜小売店舗

(1) 店舗の構造

標準的項目	適・否
・店舗内は、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かず、見通しが確保されている。	
・出入口ドア、窓ガラスには、不要なシール、ポスター等を貼り付けず、店舗外からの見通しが確保されている。	
・カウンターは、店舗外からも見通しのよい場所に設けられている。	
推奨的項目	
・店舗外周及び駐車場周辺の照明設備は死角をなくすよう設置されている。	

(2) 防犯設備

標準的項目	適・否
・店舗出入口に来客用感応装置が設置されている。	
・警察、警備会社への通報装置等が設置されている。	
・カウンターは、店舗外からも見通しのよい場所に設けられている。	
・防犯カメラは、出入口及びカウンター前の人物を確実に撮影できる画角に設置され、録画装置により記録されている。	
・カラーボール等の防犯機材を備え付け、直ちに使用可能な状況になっている。	
・レジ売場は、カウンターテーブルによって分離されている。また、レジカウンター内と売場との交通のための通路には、扉等が設けられている。	
推奨的項目	
・レジは、カウンター越しに中が見えないよう、また手が届かないように配置されている。	
・防犯カメラは、駐車場等を撮影できるように、店舗外にも設置されている。	
・店内の防犯カメラ、防犯ミラーは、死角部分が無いように設置されている。	

(3) 警戒要領等

ア 警戒要領

推 奨 的 項 目	適・否
・複数人による勤務体制が確保されている。	
・警備業者等に巡回を委託している。	

イ 現金管理

標 準 的 項 目	適・否
・金庫は、確実に施錠されている。	
・レジ内の現金は、必要最小限度とし、使用するレジの数も必要最小限にされている。また、使用しないレジは確実に現金を抜き取り、休止中の表示板等を掲出している。	
推 奨 的 項 目	
・金庫に異常があった場合の通報装置が設置されている。	

(4) その他

標 準 的 項 目	適・否
・店舗内にA T Mを設置する際は、カウンターからの監視や防犯カメラによる監視が可能な場所に設置されている。	